

沿岸広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年3月24日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1） 路線名 重茂半島線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡山田町大沢第5地割13番1地先から第7地割1番1地先まで
 - イ 宮古市重茂第8地割64番地先から第5地割13番2地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和2年3月26日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 令和2年3月24日から同年4月24日まで
- 2（1） 路線名 碁石海岸線
 - （2） 供用開始の区間 大船渡市末崎町字山岸1番27地先から字平林2番9地先まで
 - （3） 供用開始の期日 令和2年3月26日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 令和2年3月24日から同年4月24日まで